

## 情報通信機器を用いた診療に関する検討会 開催要綱

### 1. 開催趣旨

現在、ICT 技術の進展に合わせ、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）が発達・普及してきているが、適切な遠隔診療の普及が行われるためには、その医療上の必要性・安全性・有効性等が担保される必要がある。「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）においても、遠隔診療について「必要なルールを包含するガイドラインを整備」し、今年度内に取りまとめ公表することとされている。このため、遠隔診療を行うにあたり必要なルールについて検討し、今年度内にガイドラインの策定を行うことを目的として、本検討会を開催する。

### 2. 検討課題

- (1) 遠隔診療の定義・名称
- (2) 遠隔診療を実施する際の必要性・安全性・有効性を担保するために求められるルール
- (3) (1)(2)を包含した遠隔診療に関するガイドラインの策定 等

### 3. 構成員及び運営

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長が必要と認めるときは関係者の参加を求めることができる。
- (2) 検討会は、原則公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において行う。
- (4) その他、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。